

「千葉県文化財保存活用大綱（素案）」に関する意見募集結果について

千葉県教育庁教育振興部文化財課

「千葉県文化財保存活用大綱（素案）」について、令和2年7月13日（月）から8月12日（水）まで実施しておりました「ちばづくり県民コメント制度に基づく意見募集の結果」については、以下のとおりです。

記

1 意見募集期間

令和2年7月13日（月）から令和2年8月12日（水）

2 意見の提出状況

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 意見提出者 | 12件 |
| (2) 延べ意見数 | 53件 |
| (3) 提出方法 | 電子メール12件 |

3 提出された主な内容

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 大綱への提言、要望等 | 37件 |
|----------------|-----|

内訳	・ 県と市町村の役割、大綱の位置づけ	2件
	・ 県の計画的な取組への提言	4件
	・ さらなる取組、規定の追記要望	10件
	・ 用語、記述方法や記述内容に関する指摘	18件
	・ 個別文化財、事象に関する追記要望	3件

- | | |
|-------------------|-----|
| (2) 文化財行政への提言、要望等 | 16件 |
|-------------------|-----|

内訳	・ 個別の文化財、各地域・各時代の文化財の保存・活用	8件
	・ 具体的な取組の実施	6件
	・ 県の積極的な関与	2件

4 意見に対する「大綱（案）」への反映のポイント

ホームページ等による効果的な情報発信について、「感染症等により、文化財の公開が制限される中でも、効果的に文化財の情報を発信することについて記載すべき」との意見に対し、以下の文を追記した。

「感染症等により文化財の公開が制限される場合でも、多くの人が文化財の情報を得ることができるよう、ホームページ等により文化財についての詳細な情報を発信します。」

【意見の概要と県の考え】

- ・ 第3章「文化財の保存・活用を図るために講ずる措置」において、「県及び市町村」が講ずる措置について記しているが、県と市町村はそれぞれ役割が異なるので、大綱には県が行う措置だけを明確に記すべき。

(答) 本大綱の策定目的に、「域内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取り組んでいくための共通の基盤」を示すものとあることから、ここでは、県が講ずる措置に加え、市町村が講ずる基本的な事柄についても併せて記しております。いずれも第2章3「保存・活用の方向性と方針」に基づく基本的なものであり、市町村による計画や取組に支障を及ぼすものではないと考えます。

- ・ 第3章「文化財の保存・活用を図るために講ずる措置」において、千葉県によるそれぞれの措置の推進について、いつ、何を、どのぐらい実施するのか等が明確に示されていない。大綱に掲げられた措置を着実に実行するために、より具体的な方策を立案し、計画的に実施すべき。

(答) 本大綱は、基本的な方針を示すものとして策定しております。各項目の具体的な措置については、それぞれ計画的に実施してまいります。

- ・ 感染症等において、文化財の公開が制限される中でも、効果的に文化財の情報を発信することについて記載すべき。

(答) 第3章1(2)「ホームページ等による効果的な文化財情報の発信」の項目に以下の文を追記します。

「感染症等により文化財の公開が制限される場合でも、多くの人々が文化財の情報を得ることができるよう、ホームページ等により文化財についての詳細な情報を発信します。」

- ・ 第5章2(3)「災害時の応急措置及び災害復旧」において、文化財が被災した際に、市町村指定文化財や市町村が保管する文化財の復旧は市町村だけが行い、県からの支援がないように読めるが、「県立博物館の今後の在り方(案)」で示された中央博物館の役割と大きく矛盾するのではないか。

(答) 本大綱においては、市町村指定文化財及び市町村が保管する文化財については、市町村が中心になり応急措置及び災害復旧に当たるものとしており、これらの市町村の取組に対し、県は、国等機関へ救援を要請するとともに、千葉県博物館資料救済ネットワークにより支援することとします。千葉県博物館資料救済ネットワークとの連携については、第5章2(5)で示しています。

- ・ 第1章2(3)「歴史から見た特徴」【縄文時代】の中に、千葉県の遺跡名が付けられた土器型式として「荒海式」を追加すべき。

(答) この記述は、土器型式の一部を例示したものであり、全てを網羅したものではありません。本県の遺跡名が土器型式名に付いた事例は、他にもありますが、割愛させて頂いております。

- ・ 近現代の遺跡が保護の対象となっていないため、これらの遺跡が急速に失われている。特に太平洋戦争関連の遺跡が失われることは、県民の戦争への記憶が失われることにつながるため、早期に市町村と協力し、保護を推進すべき。

(答) 意義のある御意見であると考えます。各市町村が、様々な文化財を地域の歴史・文化を考える上で欠くことができないものとして保存・活用を推進することについては、県は重要であると考え、その取組を尊重するとともに支援して参ります。

- ・ 従来の文化財の保護は、指定文化財に偏っていたことは否めない。今後は、未指定の資料について、積極的に調査から保存まで推進すべき。

(答) 第3章2「文化財の調査、把握、指定等」において、未指定文化財を調査、把握し、重要なものを指定、登録、選定等の措置を図ることの必要性について述べており、このことについて、県、市町村ともに連携して推進すべきと考えております。(p28, 29を参照)

- ・ 近世の古文書を含む歴史資料や民俗資料に関わる聞き取り調査を県と市町村が共同で行うべき。

(答) 歴史資料の所在調査等に限らず、地域の文化財の分布調査等は、より地域に即した行政を行っている市町村が実施すべきものと考えます。その上で、県は市町村の求めに応じて助言・支援を行ってまいります。